業者各位

技術管理課

主任技術者の専任に関する取扱いについて

建設業法施行令第27条第2項において、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところですが、本市においての取扱いは次のとおりとします。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意願います。

●主任技術者の専任要件の緩和について

予定価格が3,500万円(建築一式工事以外の建設工事)以上の工事に置く専任の主任技術者について、以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の主任技術者等を兼務することができます(設計図書に兼務を認めない旨の記載がないものに限ります)。

兼務を認める条件

- 1 <u>兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事(※注1)</u>又は<u>施工にあたり相互に調整を要する工事(※注2)</u>であること。
- 2 兼務する工事の件数が2件であること。
- 3 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
- 4 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 5 兼務する工事双方の監督職員に、主任技術者等の兼務について、工事打合簿等により承諾を得ること。
 - ※注1 例)連続する河川(本・支川)における同種・類似工事 国道・県道・市道における同種・類似工事 等
 - ※注2 例)工事間で土砂等を流用する工事 工事用道路を共用する工事 現道規制の調整を有する工事 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事 相当部分の工事を同一の下請業者が施工し、相互に工程調整を要する工事 等

手続き

専任の主任技術者の兼務を希望する場合は、競争入札参加資格確認申請時に以下の書類を建設総務課 に提出すること。また、契約後に工事担当課へ兼務報告すること。

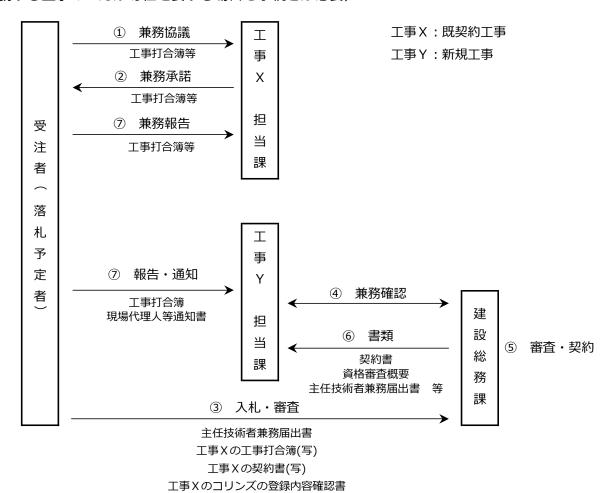
- i) 主任技術者の兼務届出書
- ii) 既契約工事の発注者に兼務承諾を受けた工事打合簿等の写し
- iii) 既契約工事の契約書(変更契約書) の写し
- iv) 既契約工事のコリンズの登録内容確認書
- ※注)契約が同時期であり、兼務相手工事の承諾を得られない場合は、書類提出を要しないが、兼務条件を確認し確実 に配置予定技術者が配置できるよう留意すること。また、契約後、工事担当課に兼務について承諾を得ること。

適用日 令和3年4月1日

(適用日以前に契約を行った工事にも適用する。)

専任の主任技術者の兼務手続きフロー

(兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要)



現場代理人、技術者等の兼任・兼務の取扱いについて

〇: 兼任·兼務可 A、B: 各条件を満たせば兼任·兼務可 ×: 兼任·兼務不可

	由	けた曲し ナシュヽエ	- 声	専任を要する工事			
	専任を要しない工事			母仕で 安り の 上争			
同一工事での取扱い	現場代理人	主任・監理	営業所の専任	現場代理人	主任・監理	営業所の専任	
	坑物1\连入	技術者	技術者	坑场1V连入	技術者	技術者	
現場代理人		0	×		0	×	
主任・監理技術者	0		O _{注1}	0		×	

注1: 営業所の専任技術者については、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要であるが、専任を要しない現場に限り、和歌山市内における営業所の専任技術者を配置予定技術者とすることができる。

			既契約工事						
他工事との取扱い		専任を要し	」ない工事	専任を要する工事					
			現場代理人主任技術者		現場代理人	主任技術者			
新	専任を	現場代理人	А	А	A + B	A + B			
規契	要しない工事	主任技術者	А	0	A + B	В			
約工	専任を	現場代理人	A + B	A + B	A + B	A + B			
事	要する工事	主任技術者	A + B	В	A + B	В			

【条件A】現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

- 1. 予定価格が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)未満であること。
- 2. 兼任する工事の件数が2件であること。
- 3. 兼任する工事の現場が和歌山市内であり、直線距離が10km以内であること。
- 4. 兼任する工事がすべて市発注工事(企業局含む)であること。
- 5. 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- 6. 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場へ速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 7. 工事打合簿により監督職員の承諾を得ること。

【条件B】主任技術者の専任要件緩和の取扱い

- 1. 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- 2. 兼務する工事の件数が2件であること。
- 3. 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
- 4. 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
- 5. 工事打合簿等により監督職員の承諾を得ること。

工 事 打 合 簿

発 議 者	□ 発注者	■ 受注者	発議年月日	年 月	日
発議事項	□指示 ■協議	□通知 □承諾	□提出 □報告	□届出 □その他	
工事番号	第	号			
工事名					
(内容) 専任 の	主任技術者の兼	務について			
以下の条件を	全て満たしている	るので、主任技	術者が他の工事	現場の主任技術者	∠.
(現場代理人)	と兼務してよろ	しいか。			
工事の対象	象となる工作物に	一体性若しくは	連続性が認めら	っれる工事又は施工	工に
あたり相互	丘に調整を要する	工事である。			
具体的な理	里由:				
・ 兼務する	匚事の件数が2件	である。			
・ 兼務する	[事現場間の直線	距離が10km以	、内である。		
・ 兼務する	[事が全て国、県	、市町村等が発	注する工事であ	5 る。	
_	,, ,			予定価格(設計会	金額)、
添付図	葉、その他添付図	書			
上記に 処 発 注 理 者	ついて □指示・ □ □その他(承諾・□協議・)	□通知・ □受理(します。	
•				年月	日
回受注	ついて □指示・ □	承諾・□協議・	□通知・□受理(します。	
答 者	_			年月	日 (一)

総	主 任 監督員	監督員

現場 代理人	監理(主任) 技術者

記載例

工 事 打 合 簿

発	議者	□ 発	注 者	■ 受	注 者		発議年月日		年	月	目
発言	議事項	□指示	□協議	□通知	□承諾	□提	出 ■報告	□届出	口その	他	
エ゠	事番号	第		号							
工	事 名										
(内容)	専任の主	任技術	者の兼務	务につい	て						
本工	事の主任技	術者に	ついて、	下記工	事の主信	壬技術	ド者 (現場作	代理人)	と兼	答する	3
ことと	なりました	ので、	報告しま	ミす。							
兼務	する工事の	概要									
• ፲	事名										
• 発	注者(工事	担当課	<u>!</u>)								
• ፲	事場所										
• 子	定価格(設	計金額	į)								
•]	期										
· 当	工事現場と	の直線	と距離								
添付	図 葉	、その他	也添付図	書							
処 発	Ě			承諾• □	□協議・[□通矢	□受理し	ます。			
理者											
•									年	月	目
回 受				承諾・□]協議・[□通矢	□・□受理し	ます。			
泊	È	□ ?	- の他()							
答者	3								年	月	日
									T	/1	Н

総	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	監理(主任) 技術者